

中野区教育委員会会議録

令和3年第20回定例会

令和3年7月9日

中野区教育委員会

令和3年第20回中野区教育委員会定例会

○日時

令和3年7月9日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時30分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 田中 英一

○出席職員

教育委員会事務局次長 青山 敬一郎

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

濱口 求

子ども政策担当課長

青木 大

指導室長

齊藤 光司

学校教育課長

松原 弘宜

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 村杉 寛子

○傍聴者数

5人

○議事日程

1 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

- ① 7月2日 中野区教育委員会と日本女子大学人間社会学部との連携に関する協定締結式

(2) 事務局報告

- ①子どもの権利擁護に係る条例の検討について（子ども・教育政策課）
- ②中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則第5条に基づく教育委員会への報告について（指導室）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

定足数に達しましたので、教育委員会第 20 回定例会を開会いたします。

議事に入ります。

本日の会議録署名委員は村杉委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

日程に入ります。

報告事項に入ります。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

初めに教育長及び委員活動報告をいたします。事務局からご報告願います。

子ども・教育政策課長

7月2日、中野区教育委員会と日本女子大学人間社会学部との連携に関する協定締結式に入野教育長が出席されました。

以上でございます。

入野教育長

各委員から報告はございますでしょうか。

村杉委員

6月21日に医師会のほうで学校健診の検討委員会が行われました。毎年9月に中学1年生を対象とした糖尿病や生活習慣病などの予防健診をしておりますが、昨年72.1%ぐらいの受診率でしたのが、今回は1,311人のうち1,059人、80.8%で大変受診率が上がっております。

ただ、今回に関しましては糖尿病の疑いのある子どもたちが増えました。これは新型コロナウイルスの影響による運動不足が原因なのか、今精査を進めております。また、不登校児も、もしこの健診を受けられなかった場合、学校医で健診ができるように準備がされております。

以上、ご報告いたします。

入野教育長

様々、いろいろな影響が出ていると思いますので、教育委員会でも注視していきたいと

思います。

ほかにございますでしょうか。

岡本委員

日本女子大学人間社会学部との連携のことで、具体的な内容は今後だと思えるのですが、子どもにとって学校の中で先生ではない、また子どもではない、斜めの関係ができるのはすごくいいことだと言われているので、新型コロナウイルスのことで難しい面もあると思うのですが、学校の事務的なお手伝いだけではなくて、子どもとたわいなく関わられるような場があれば、子どもにとってもほっとできたりする機会になるのかなと思いました。ぜひ、各学校で工夫していただければなと思いました。

入野教育長

私からのほうから、その日本女子大学の人間社会学部との連携の協定を結んだということで、ご報告をいたします

多分、4校目か5校目になりますかね、大学で言うと。提携を結んでおります。平成20年代に目白大学と協定を結んだのを皮切りに、教員を目指す学生さんの受入れをしております。特に小学校が多いのですが、今回は、教員を目指す学生さんの授業の一環の、教育インターンシップを引き受ける学校が出てくるということと、教育実習についても今後検討していくということ。それから大学が持っている財産と言いますか、先生たちを活用するという言い方は変ですが、中野区の教育に双方にいいような形でもっていけるようなことをということで、お話もしております。

当日は人間社会学部の部長さんと教授が3人いらっしゃいまして、締結をいたしました。ホームページに載っているかと思います。

子どもたちにとって、いい影響もあると思いますし、学校の中にもいい影響が生まれてくるのではないかなと思いますので、支援していきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

田中委員

今の教育長の報告に関連して、一つ教えていただきたいのですが、とてもいいことだと思いましたが、中野区にも明治大学と帝京平成大学と早稲田大学と、今三つ大学がありますけれども、そことも既にこういった協定を結んでいるのでしょうか。

そのことを教えていただければと思います。

指導室長

現在協定を結んでいるのは、先ほど教育長からありました目白大学、そして明治大学と帝京平成大学、今回の日本女子大学ということで4校目でございます。

早稲田大学とも提携を結ぼうというお話はあったのですが、新型コロナウイルスの影響で留学生が来られないような状況があったので、また今後、検討はしてまいりたいと考えております。

入野教育長

早稲田大学のほうは、留学生がいますので、こういう教員になるということではなくて、外国籍の子どもたちにいい影響が出るようなプログラムを組むということで用意していたのですけれども、今そういう状況ではないのでということです。

ほかにごございますでしょうか。

岡本委員

共有させていただきたいのですが、中学校のかばんが重たいということです。中学1年生の私の子どもが重たそうに持っているので、ちょっと持ってみたら、正直、私ではとても持てない重さでした。学校が近くて男子だから、まだいいのですけれども、これが女の子で、学校から遠いと20分、30分歩きますよね。朝からくたびれ果ててしまうのではないかなと思います。

保護者が学校に聞いてみたらしいのですけれども、そうしたら授業時数も教材も全部決まっているから、なかなかちょっとどうしようもありませんみたいなお話だったらしくて、確かにそれもそうだなと思いつつ、やはり子どもの健康が最優先なのではないのかなと思います。そこを守るためにどうすればいいのかなというのを先生任せにするのではなくて、全体的に考えられればいいのかなと思ひまして、共有だけさせていただければと思ひました。

以上です。

入野教育長

小学生もそういう問題があるかなということで対応してきているところです。

指導室長のほうから今の対応の状況について、詳しくお話ししてもらったほうがいいですかね。

お願いします。

指導室長

教科書が大分変わり、内容が盛りだくさんになって、厚くなったり大きくなったりで重

くなったということを受けまして、平成 30 年 9 月に文部科学省のほうから通知が来ました。それを受けて都のほうからも通知が来まして、本区といたしましても平成 30 年 9 月 7 日に児童・生徒の携行品に関わる配慮についてということで通知を出しております。

この内容といたしましては、子どもたちがふだん持ってくる教科書等の重さや量について改めて検討して、各学校の実態に合わせて適切な配慮を図るようお願いをしたものでございます。家庭学習で使用しないもの等につきましては、学校のロッカーですとか机の中に置いて帰るということ。それからあらかじめわかっているものについては、少し日数を分けて持ってくる、または持ち帰るという工夫をするということ。また、書写などでは使用した筆だけを持ち帰って、家庭で洗ってまた持ってくるといった工夫をするようにということで通知をしております。

またこの 4 月から子どもたち 1 人 1 台のタブレット端末が入りましたので、それを機に、子どもたちがふだん持ち帰っている、持ってくる荷物の重さ等を見て適切な対応をということで、各学校長のほうにも指導しているところでございます。

以上でございます。

入野教育長

基本的には学校の学習の内容に関わってきますので、なかなか細かく規定は、教育委員会ですべきものではないと思いますけれども、それぞれ実態を捉えて、指導、助言をしていきたいなとは思っております。

ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

その他発言がございませんので、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

続いて、事務局報告に入ります。

事務局報告の 1 番目「子どもの権利擁護に係る条例の検討について」の報告をお願いいたします。

子ども政策担当課長

「子どもの権利擁護に係る条例の検討について」資料に基づきましてご報告させていただきます。

まず 1 番の背景でございますが、子どもの権利につきましては 1989 年に国連が採択した「児童の権利に関する条約」というものにおきまして、すべての子どもが幸せに生きる

ことができるよう、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が掲げられまして、日本においても1994年に批准したところでございます。しかしながら、子どもの権利が脅かされる事態というのは継続しておりまして、こうしたことから国は2016年の児童福祉法の改正で、法の理念に「子どもの権利」というのを位置づけるということと、国民、保護者、国・地方公共団体がそれぞれの立場で子どもの権利を支援していくということを明確にしました。また区としまして、現在2022年度に児童相談所を設置するというところに向けて取組を進めているところでございます。

2番の条例を検討する目的でございますが、すべての人が「子どもの権利」を理解し、それぞれの生活や活動の中に「子どもの権利」の視点が入り込んでいるという状態を目指してまいりたいと考えております。これによりまして子どもの育ちを地域全体で支えるまちというのを実現しまして、子どもの権利侵害を生じさせないということを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

3番の検討の方向性でございますが、子どもの権利擁護の考え方や区・地域団体・事業者等の役割、相談支援の仕組みなどの検討を行いまして、これらを規定した条例を取りまとめまいりたいと考えております。条例の検討に当たりまして、区における子どもの生活実態や専門的な見地からの提言を受けるため、区民、有識者等により構成される審議会を設置し、6月1日に答申を受けたところでございます。

本日は答申を添付しておりますので、参考としてお読み取りいただければと存じます。今後、答申を踏まえまして、区としての条例の検討を進めまして、意見交換会やパブリック・コメント手続を経て、令和4年第1回定例会において条例を提案するというところで進めてまいりたいと考えております。

4番、これまでの経過・今後のスケジュールの予定でございますが、繰り返しになりますが昨年の12月に審議会を設置し、本年の6月に答申を受けたというところでございます。8月に条例の骨子を決定し、その後10月に条例素案、意見交換会を経て、12月に条例（案）、パブリック・コメント手続を経まして、来年2月の第1回定例会に条例のほうを提案してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上になります。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

報告ありがとうございました。すべての子どもたちが取り残されることなくという視点で丁寧に、取りまとめていただいているのかなと感じました。

特にこの中で最初に現状と課題ということで、子どもが抱えている課題ということで幾つかこういった丁寧な分析がされていますけれども、子どもたちが健康に育つという、子どもたちは気づいていないけれども、さっきの村杉委員の報告にあるように、健康課題がある子どもも少なくないということで、子どもの健康促進とか健康のための予防の対応、そういったこともこれから先の検討の中で、検討していただければありがたいかなと感じました。

以上です。

子ども政策担当課長

貴重なご指摘ありがとうございます。やはり健康というのは子どもが健全に育っていく上でのベースになるものになりますので、きちんとそのあたりも意識しながら、条例の検討を進めてまいりたいと考えております。

伊藤委員

ご報告ありがとうございます。今回「子どもの権利」ということなのですからけれども、やはり子どもたちにとっての啓発とか、子どもたちにとって理解できるものにしていくということも大事なかなと思っています。

それは2点理由があって、自分たちが大事にされるべき存在なのだとということ伝えるということと、あと子どもは、あつという間に大人になりますので、大人になって子どもの権利について理解ができるようなことが教育的な取組としてすごく大事なかなと思っています。そういう意味も含めて、子どもの参加する権利ということも含めて、今回、区内の子どもへの意見聴取の結果をすごく丁寧にまとめていただけてよかったかなと思っています。

質的なのとか、自由記述のほうでは、日本語教室がもっと欲しいとか、校内だけでなく様々なところで相談ができたらいいいとか、学校生活のことについてももう少し先生方ときちんと話しながら学校を改善していきたいというご意見とか、いろいろ大事な意見が出ているなと思いましたし、また今回、共起分析という質的な分析をしてくださっていて、これを拝見しますとなかなか興味深くて、中野区はやはり場所が少ないということ、公園とかそういうものが欲しいという小さい子ども、小学生の声ですとか、あと中学生になってきますと、通学路とか図書館ですとか、少し行動範囲も増える中で公園だけではなくていろいろな場を求めているのだなということもわかりましたし、こういう形で子どもたちの

声がきちっと聞き取られて、またそれがその場で終わるのではなくて、分析をされて、どうということが背景にあるのかきちんと考えてもらえるということも、とても子どもに伝えるべき大事な事かなと思いますので、今後も子どもの意見も大事にしていきながら、子どもへの啓発というのでしょうかね、子どもも参加する形でこういったものもまとめていただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

岡本委員

とても大事な視点が網羅されている答申だなと思って、すごくありがたいなと思いました。教育委員会の活動はもちろん、区全体の施策は、これを念頭において今後検討されていってよいのかなと思いました。具体的に学校現場でどうしていくかというのも、非常に今後大事になってくると思いますので、伊藤委員がさっきおっしゃったみたいに、できて終わりではなくて、継続的な日常的な取組にしていくことは必要だなと思います。そのあたり地道な、結構最初はうまくいかないところとかも出てくると思うのですけれども、粘り強く取り組んでいくことが必要かなと思いました。私もぜひそういった視点で今後考えていきたいと思います。ありがとうございました。

伊藤委員

一つ申し忘れました。今タブレット端末を全員が持っているので、子どもの意見を聞く時間というのが学校生活の中でとてもとりにくいと思うのですけれども、タブレット端末を使って中学生の意見をもう少し幅広く聴取するというのも、もしかしたら可能かもしれませんし、共起分析を1回されていれば、恐らくタブレット端末を通して来たデータは割に分析しやすいのかなと思いますので、いろいろとしていただけると子どもたちも関心を持ってもらえるし、よいのかなと思いました。

以上です。

田中委員

もう1点だけ、教えていただきたいことですが、子どもの権利について今回こういった条例としてつくるわけですが、前に授業参観とかでも見たことがあります。中野区の小中学校では「子どもの権利」ということについていろいろ取組をもう既に行っていると思うのですけれども、今、現状これぐらいのことをしているということを教えていただければと思います。

指導室長

学校では様々な教育活動を通して人権教育を進めております。これは子どもたち一人一人を大事にする。自分も他人も大切にという視点で取り組んでおります。ただ、なかなか子どもたち一人一人の「子どもの権利」というものについての理解というのが、まだまだ不足している部分もあるかなと思いますので、今回のこの条例を受けまして、またさらに指導内容も充実させていきながら、子どもたち自身が自分を大事にするという、そういうしっかりとした考えを持って生活していけるようにということで、学校のほうでも進めていきたいと考えております。

田中委員

ぜひ、今回のことがそういったきっかけになっていけばいいなと思いますのでよろしくお願いたします。

入野教育長

具体的には社会科の授業や道徳の中で、子どもの権利条例ではなくて、条約のほうの学びをいたしますので、そういう中では具体的に、直接的には学んでいるかと思います。

基本的に、今、指導室長がお話ししたように、子どもの権利ですとか人権のことに關しては、教育活動全体の中で行っているのが学校ですので、さらにウエートを置くような形になっていくのかなとは思っております。

岡本委員

今のお話で、子どもに権利がありますよと教えることはもちろん前提なのですが、ありますよと言っているのに、意見を表明する場がなければ意味がないですよ。だから自分に権利があるということを子どもは多分実感が持てないのだと思うのです。

ですので、子どもへの指導とともに、大人が子どもへの関わり方を顧みていくことこそが大切なのではないのかなと思いました。

さっき、伊藤委員がおっしゃったみたいに、タブレット端末で子どもの意見を吸い上げる機会というのも折に触れつくれると思いますし、先生方と保護者も、地域の人もですけども、そういう人たちの関わりについても答申の中に書いてありましたよね。学校現場でもぜひ、そういう視点で今後考えていければなと思いました。

以上です。

入野教育長

よろしいでしょうか。

ご意見がございませんので本報告は終了いたします。

次に事務局報告の2番目「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則第5条に基づく教育委員会への報告について」の報告をお願いいたします。

指導室長

中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則第5条に基づく教育委員会への報告をさせていただきます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部について、中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則に定めるところにより、委任された事務に関して前年度、令和2年度における管理及び執行状況を報告するものでございます。

この規定は教育委員会制度の大きな見直しが行われた平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の際に追加されたものでございます。

別紙をごらんください。1は区立幼稚園教育職員の勤務時間等に係る事務及び区立幼稚園に関する事務についてのものでございます。

(1)は区立幼稚園教育職員の初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修の実施に関することとございます。

(2)は区立幼稚園が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関することとございますが、昨年度はともに該当はございませんでした。

次に2でございます。東京都教育委員会が任命する職員の勤務時間等に係る事務及び区立小中学校に関する事務でございます。

(1)は区立小中学校に置かれる主任等を命ずることとなっており、こちらは中野区立学校管理運営規則に定める必置主任、教務主任、生活指導主任、保健主任、学年主任、研究主任、進路指導主任の任命についてのものでございます。

(2)は区立小中学校の養護教諭、学校栄養職員及び事務職員に欠員等が生じた場合における会計年度任用職員の採用に関することとございますが、こちらは、昨年度は該当はなしとなっております。

また(3)ですが、こちらは初任者研修の実施に関することととなっております。昨年度は新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、宿泊研修のほう中止となっております。

続きましては(4)でございます。こちらは中堅教諭等資質向上研修の実施に関すること

でございます。学校内外の研修の内容や単位数についてのものもございます。

続きまして(5)。こちらは区立小中学校の新規採用教員に対する研修の実施に関することとなっておりますが、先ほどの初任者研修の実施に関すること以外の新規採用教員に対する研修の実施に関することとなっております。昨年度に関しましては新規採用養護教諭研修のみ実施となっておりますが、年度によっては該当なしといった場合もございます。

(6)でございます。こちらは新任教務主任研修及び主幹教諭研修の実施に関することでございます。

また(7)、こちらは非常勤講師の任免に関することとなっております。都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例に基づく講師を除いたものとなっております、こちらも昨年度は該当なしとなっております。

最後(8)でございます。こちらは区立小中学校が計画する、宿泊を伴う学校行事の承認に関することでございますが、残念ながら昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためすべての宿泊を伴う学校行事のほうは、中止となっております。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

岡本委員

ご報告ありがとうございました。なかなかコロナ禍で研修とかされるのは大変だったのではないかなと思うのですが、今の研修はどんなふうに行われているのですか。例えばスクール形式で一斉なのか、それともワーク的なものがあるのかとか、教えていただけますか。

指導室長

研修ですが、先生方が主体的に取り組んでいただけるような内容で計画をしております。コロナ禍で、特にこの緊急事態宣言下ではオンライン等も併用しながら、多くの先生方が参加するような研修は実施が難しい状況ではございますが、その中で先生方同士が意見交換をして、それぞれの学校の課題を共有したりですとか、それぞれの学校が取り組んでいるいろいろな活動の進め方等を情報共有することで先生方の指導力、学校の組織力のアップというところにつなげていけたらということで実施をしております。

入野教育長

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ご発言がございませんので、本報告は終了いたします。

事務局からその他報告事項がございますでしょうか。

子ども・教育政策課長

緊急事態宣言発令に伴う子ども教育部、教育委員会事務局における今後の事業等につきまして、口頭にてご報告させていただきます。

オリンピック、パラリンピックの観戦や、小中学校の移動教室、海での体験事業などを予定しております様々な事業、活動や図書館等の施設利用につきまして、中止決定も含め必要な対応を進めてまいります。

なお、対応につきましては区のホームページでお知らせいたします。

報告は以上でございます。

入野教育長

ありがとうございました。

ご発言はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは本報告は終了いたします。

最後に事務局から次回開催について報告を願います。

子ども・教育政策課長

次回ですが、間に祝日等もあることから、7月30日金曜日午前10時から当教育委員会室にて開催いたします。

以上でございます。

入野教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして教育委員会第20回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前10時30分閉会